

伊賀市住民自治協議会に関する条例 体系表（案）

伊賀市		【参考】	
		名張市（全 17 条）	亀山市（全 12 条）
項目	内容	項目	項目
【目的】	本条例の目的	【目的】	【目的】
【定義】	用語の定義	【定義】	【区域】
【協議会の役割】	住民自治協議会の役割を定義	【基本理念】	【構成員】
【協議会の要件】	住民自治協議会の要件を定義 （区域、構成員等）	【基礎的コミュニティ】	【規約】
【届け出】	設置又は変更の際の市への届け出を定義	【地域づくり組織】	【組織の事業】
【協議会の活動】	住民自治協議会が行う活動内容を定義	【構成員】	【公正な事業の執行】
【活動の制限】	政治、宗教等の活動の制限を定義	【組織の事業】	【設立等の届出】
【まちづくり計画】	住民自治協議会が策定する地域まちづくり計画を定義	【活動の制限】	【地域まちづくり計画】
【協議会への支援】	市が行う支援内容を定義 （活動拠点、財政支援、相談・助言）	【地域ビジョン】	【活動の制限】
【監査】	住民自治協議会に対する市の監査を定義	【法人化】	【市の支援及び助言】
【情報公開】	住民自治協議会の情報公開に関する内容を定義	【協力及び助言】	【他団体との連携】
		【代表者会議】	
		【交付金】	
		【情報公開】	